イ　売却金の取扱
上記アにより担保目的物を売却した場合、その売却金を「実質売却代金額」とみなして、第４項から第６項までの定めを準用する。
㈢　競売申立て
ア　実施方法
管財人と担保不動産にかかる関係担保権者全員との間で合意が成立した場合には、更生担保権者は、競売手続開始申立てをすることができるものとする。
イ　競売手続による配当金の取扱
上記アにより担保目的物を売却した場合、競売手続による配当金を「仮弁済額」又は「本弁済額」とみなして（従って、配当金からの費用控除は行わない）、第４項から第６項までの定めを準用する。
㈣　代物弁済
ア　実施方法
管財人と担保不動産にかかる関係担保権者全員との間で合意が成立した場合には、更生担保権者は、合理的な方法に基づいて当該担保不動産の価額を評価し、当該評価額相当額の更生担保権の弁済に代えて、当該担保不動産を譲り受けることができるものとする。
イ　評価額の取扱
上記アにより代物弁済を実施した場合、担保目的物の評価額を「仮弁済額」又は「本弁済額」とみなして（従って、費用控除は行わない）、第４項から第６項までの定めを準用する。
⑵　みなし実質売却代金額の合意
第３項⑵の期間を経過しても売却することができない担保不動産が存する場合、管財人は、関係担保権者との協議により、上記⑴のいずれの方法にもよらずに、合理的な方法により当該担保不動産の価額を評価し、当該評価額をもって「実質売却代金額」とみなす旨の合意をすることができるものとする。
９　担保解除証書の交付等
本款に定める担保弁済（本弁済、仮弁済）の実施のために、更生担保権者は、担保不動産の決済引渡日の前日までに、当該担保不動産の担保解除に必要な書類等を管財人に交付する。
なお、担保解除は、担保不動産のうち売却対象物件に相当する部分について行うものとする（売却対象物件について、①区分建物及び敷地権を目的とする担保権が設定されている場合は、当該担保権を解除するものとし、②区分建物の敷地のみを目的とする担保権が設定されている場合は、当該担保権のうち売却対象物件にかかる敷地権割合の持分を放棄する旨の変更登記手続を行うものとする）。

第２款　事業用不動産にかかる更生担保権
１　確定債権
⑴　12件　3,865,755,994円
別表６－４（賃貸物件）
⑵　６件　850,999,999円
別表６－５（非賃貸物件）
２　権利の変更及び弁済方法
⑴　処分連動方式による弁済
元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権にかかる更生担保権については、後記第４項に従い、処分連動方式による弁済を実施する。
⑵　更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権の免除
更生手続開始決定日以降の利息・損害金債権にかかる更生担保権は、更生計画認可決定確定時に、全額免除を受ける。
３　処分連動方式の対象となる担保不動産の売却方法等
⑴　売却方法
管財人は、処分連動方式の対象となる担保目的物たる事業用不動産（以下、本款において、単に「担保不動産」という）の売却に当たっては、売却方法等について関係担保権者と協議する。
管財人は、担保不動産を売却しようとするときは、関係担保権者に対し、売却条件（売却時期、売却先、売却価額、その他の売却条件）を通知する。関係担保権者は、その売却に異議のあるときは、管財人から通知を受けた後１ヶ月以内に、当該売却条件を上回る条件での売却先を管財人に書面で申し出ることができる。当該期間内に、関係担保権者からかかる申出がない場合、又は当該期間内であっても全ての関係担保権者から異議がない旨の書面の提出を受けたときは、管財人は当該売却を実施する。
⑵　担保不動産処分期間
管財人は、更生計画認可決定確定日から起算して３年以内に、担保不動産の売却を完了するものとする。
４　処分連動方式による弁済
⑴　弁済時期
管財人は、担保不動産を売却したときは、当該担保不動産にかかる売却代金全額が入金された日（決済日）限り、更生担保権者に対し、次号によって算定される額（以下、本款において「担保弁済額」という）を支払う。
⑵　担保弁済額の算定
㈠　基本算式
担保弁済額は、下記算式に基づいて算定される額とする。
記
担保弁済額＝実質売却代金額※１－控除費用※２
※１　「実質売却代金額」とは、担保不動産の売却にかかる契約書記載の売買代金（消費税抜き）をいう。
※２　「控除費用」とは、処分連動方式による更生担保権の弁済額の算定に当たり、担保不動産の実質売却代金額から控除される販売実費等の費用をいい、別表15－３に記載された費用の合計額をいう。ただし、控除費用の合計額が、実質売却代金額の10％相当額を超える場合は、実質売却代金額の10％相当額を控除費用の額とする。
㈡　複数の同順位担保権が存する場合の算定方法
同一の担保不動産を目的とする複数の同順位担保権が存する場合における、各更生担保権者に対する弁済額は、上記㈠の額に、下記按分基準額による按分割合（別表15－１参照）を乗ずることによって算定される額とする。
ただし、同順位担保権のうち一の担保権が被担保債権の完済により消滅した場合には、消滅後の当該担保権に対する按分額は、残存する他の同順位担保権に対して割り付けるものとする。
記
①　普通抵当権の場合
被担保債権額（ただし、更生手続開始決定時の相殺後元本債権残高）
②　根抵当権の場合　極度額
⑶　担保弁済額が確定更生担保権額を超過する場合の取扱
担保弁済額が確定更生担保権額を超過する場合は、当該超過額については、当該担保不動産を担保目的とする一般更生債権（処分連動更生債権）の100％弁済として取り扱うものとする。
⑷　弁済限度額
更生担保権の弁済（上記⑶の処分連動更生債権に対する100％弁済を含む。以下、本款において同様。）は、下記金額を限度として行う。
記
①　普通抵当権の場合
被担保債権額（元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権）
②　根抵当権の場合
極度額。ただし、被担保債権額（元本及び更生手続開始決定日の前日までの利息・損害金債権）が極度額を下回る場合は、被担保債権額。